

資料 1

諮問事項

白島鳥獣保護区特別保護地区の指定について

3 自 第 号
令和 年 月 日

福岡県環境審議会会長 殿

福 岡 県 知 事
(環境部自然環境課)

白島鳥獣保護区特別保護地区の指定について (諮問)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

白島鳥獣保護区特別保護地区の指定について

2 諮問理由

法第29条第1項の規定により、知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができることとされている。

白島鳥獣保護区特別保護地区については、令和3年11月14日をもって存続期間が満了するが、引き続き鳥類の集団繁殖地の保護を図る必要があることから、当該区域を特別保護地区に再度指定するため、諮問を行うもの。

白島鳥獣保護区特別保護地区の指定について

福岡県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、令和3年11月14日をもって存続期間が満了する白島鳥獣保護区特別保護地区について特別保護地区の再度指定を予定している。

白島鳥獣保護区特別保護地区の沿革

昭和56年に北九州市若松区に所在する男島、女島、ハンドー島、桂岩から構成される、通称白島のうち、男島の一部区域を除外した海面を含む区域を県指定鳥獣保護区及び県指定特別保護地区に指定。平成13年に除外されていた男島の一部の区域を編入しつつ、10年毎に県指定鳥獣保護区の更新、県指定特別保護地区の再度指定を行い、現在に至る。

1 白島鳥獣保護区特別保護地区について

(1) 特別保護地区の区域及び面積

北九州市若松区に所在する男島の最北端の岬を起点とし、同島東側の海岸線の干潮線に沿って約500メートル進み白島国家石油備蓄基地の北護岸に至り、同地点から北護岸に沿って西に進み白島国家石油備蓄基地の埋立地と地山の境界に至り、同地点よりその境界に沿って約900メートル進み白島国家石油備蓄基地の西護岸に至り、同地点より南西に進み海岸線に至り、干潮線に沿って北西に約350メートル進んだ地点に至り、同地点から西に100メートルの海面に至り、干潮線から100メートルの海上を北に進み男島最北端の岬北方100メートルの海面に至り、起点と結ぶ線で囲まれた区域、ハンドー島、桂岩並びに北九州市若松区に所在する女島全島及び女島最北端の黒瀬岬から干潮線に沿って西へ約800メートル進んだ地点に至り、同地点から南西に100メートル進んだ海面に至り、干潮線から100メートルの海上を北西へ進み、更に北東へ進み黒瀬岬の海上100メートルに至り、起点と結ぶ線で囲まれた区域

林野	農耕地	水面	その他	合計
40ha	-ha	17ha	3ha	60ha

(2) 特別保護地区の存続期間

令和3年11月15日から令和13年11月14日まで（10年間）

(3) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(4) 生息する鳥獣類

○印は一般的に見られる鳥獣。下線は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第2条第4項に規定する希少鳥獣。

鳥類

アビ、オオハム、カイツブリ、ミミカイツブリ、カンムリカイツブリ、○オオミズナギドリ、ハイイロミズナギドリ、ヒメクロウミツバメ、○ウミウ、ヒメウ、ササゴイ、ダイサギ、コサギ、クロサギ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズカモ、ビロードキンクロ、ウミアイサ、○ミサゴ、○トビ、ハイタカ、ノスリ、サシバ、○ハヤブサ、シロチドリ、メダイチドリ、ダイゼン、ハマシギ、アオアシシギ、イソシギ、ソリハシシギ、オオソリハシシギ、ダイシャクシギ、チュウシャクシギ、ハイイロヒレアシシギ、セグロカモメ、オオセグロカモメ、○カモメ、○ウミネコ、ミツユビカモメ、アジサシ、コアジサシ、ウミスズメ、カンムリウミスズメ、○カラスバト、キジバト、○カワラバト、コノハズク、リュウキュウコノハズク、ヒメアマツバメ、アマツバメ、ブッポウソウ、○コゲラ、ツバメ、コシアカツバメ、イワツバメ、キセキレイ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、ビンズイ、サンショウクイ、○ヒヨドリ、モズ、アカモズ、ミソサザイ、コマドリ、コルリ、ジョウビタキ、ノビタキ、○イソヒヨドリ、アカハラ、シロハラ、ツグミ、ヤブサメ、ウグイス、シマセンニュウ、○メボソムシクイ、エゾムシクイ、センダイムシクイ、クキイタタキ、セッカ、キビタキ、オオルリ、サメビタキ、コサメビタキ、サンコウチョウ、シジュウカラ、メジロ、ホオジロ、カシラダカ、ミヤマホオジロ、アオジ、カワラヒワ、マヒワ、ハギマシコ、イカル、シメ、スズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、ヨシガモ、カワウ、アオサギ、アマサギ、カッコウ、コチドリ、キアシシギ、ハチクマ、チュウヒ、オオタカ、アオゲラ、ヤマガラ、ヒバリ、オオヨシキリ、ムクドリ、エゾビタキ、ガビチョウ

獣類

ネズミ

(5) 当該地域の農林水産物の被害状況

無人島であり、被害は特になし

(6) 特別保護地区指定の理由

白島鳥獣保護区は、北九州市若松区脇田の沖合い8キロメートルに位置し、男島、女島の2島を中心にしてハンドー島、桂岩から構成されており、通称白島と呼ばれている。男島、女島共にその北西部は断崖絶壁となっており、周辺には岩礁がある。

男島の南東部分に隣接した白島国家石油備蓄基地内には作業員が常駐しているが、当該区域とは施錠されたフェンスで仕切られており、当該区域内は無人である。島内は、タブノキ、ヤブニッケイ、シロダモ等の樹木、ノシラン、ムサシアブミ、キノクニスゲ等の草本のほか、トベラ、ハマヒサカキ、ハマウド等の海岸性植物が密生している。このような自然環境を反映して、当該区域はオオミズナギドリの繁殖を確保するため特に重要な中核的區域となっている。

また、福岡県レッドデータブック 2011 で絶滅危惧Ⅱ類に指定されているカラスバト（天然記念物）やハヤブサのほか、ミサゴ等の繁殖が確認されている。また、当該区域の海上部分はおオミズナギドリ、白島周辺で確認されている絶滅危惧ⅠA類のカンムリウミスズメ（天然記念物）の採餌場所として重要である。

このため、当該区域全域が鳥類の集団繁殖地として重要であることから、県指定の特別保護地区に指定し、当該地域で集団繁殖する鳥類及びその繁殖地の保護を図るものである。

(7) 保護管理方針

当該区域内は無人のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

2 公告・縦覧の結果

法第29条第4項において準用する法第28条第4項の規定に基づき、令和3年6月4日に告示し、同日から6月17日までの2週間、指針案等を縦覧に供したが、住民等から意見書の提出はなかった。

3 意見照会結果

法第29条第4項において準用する法第28条第3項の規定に基づき、北九州市に意見照会を行ったが、異議がある旨の回答はなかった。

また、利害関係人として白島石油備蓄株式会社北九州事業所、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構白島国家石油備蓄基地事務所、ひびき灘漁業協同組合、北九州市漁業協同組合脇之浦地区、北九州市漁業協同組合若松支所、若松猟友会、日本野鳥の会北九州支部にも意見照会を行ったが、異議がある旨の回答はなかった。

4 公聴会の開催その他必要な措置について

利害関係人等からの異議はなかったため、法第29条第4項において準用する法第28条第6項に基づく公聴会の開催等の措置は講じなかった。

鳥獣保護区及び特別保護地区制度の概要

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、特に必要があると認めるとき、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して指定 (法第28条第1項)	○狩猟を禁止 (法第11条第1項) ○営巣、給餌等保護繁殖施設設置に係る受忍義務 (法第28条第11項)	20年以内 (本県では10年) 期間は更新可 (法第28条第7項)
特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要があると認められる区域を指定 (法第29条第1項)	○開発行為を規制 【要許可行為】 ・工作物の設置 ・水面の埋め立て又は干拓 ・木竹の伐採 (法第29条第7項) ※ただし、鳥獣の保護上支障のない行為は許可不要 (施行細則第24条)	鳥獣保護区の存続期間の範囲内 (本県では10年) (法第29条第2項)

※鳥獣の保護に支障がないと認められる行為（施行細則第24条）

- ① 水面の埋め立て又は干拓で、総面積が1ヘクタール以下であるもの
- ② 単木伐採、木竹の本数において20%以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐
- ③ 次に掲げる工作物の設置
 - イ 住宅及びこれに付随する工作物
 - ロ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑
 - ハ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎
 - ニ 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設
 - ホ その面積が30㎡以内の休憩所又は停留所
 - ヘ その高さが5m以内の展望台
 - ト その延長が500m以内の歩道
 - チ その高さが3m以内であり、かつ、その長さが5m以内の公園遊戯施設
 - リ その面積が15㎡以内の公衆便所
 - ヌ その高さが5m以内であり、かつ、その面積が15㎡以内の仮工作物
 - ル 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物
 - ヲ その延長が500m以内の道路（軌道を含む）の改修のための工作物
 - ワ 自然木を利用した仮設軽索道
 - カ 既存工作物に付随する工作物であつて、その高さが5m以内であり、かつ、その面積が15㎡以内のもの

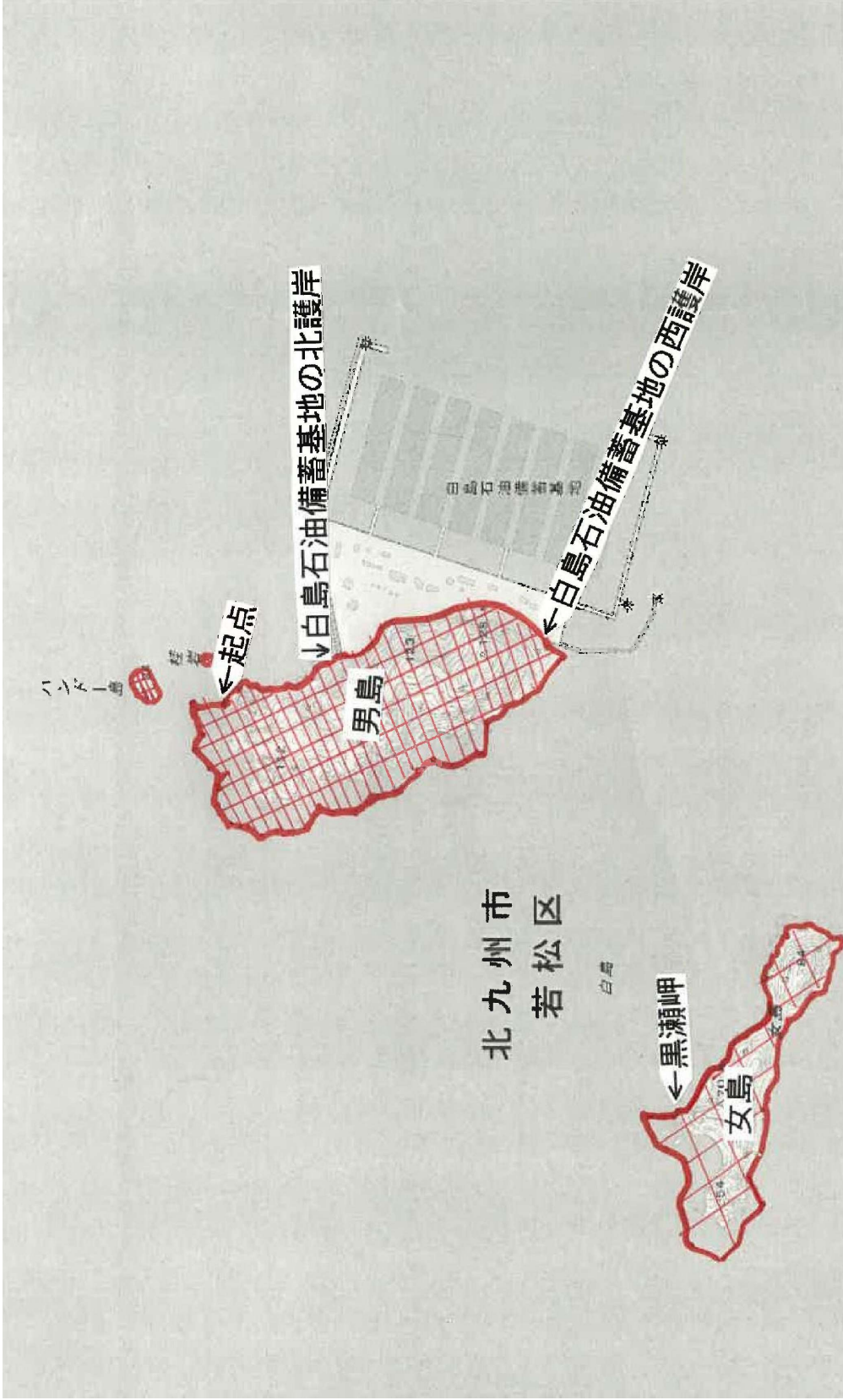
* 法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

* 施行細則：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年福岡県規則第23号）

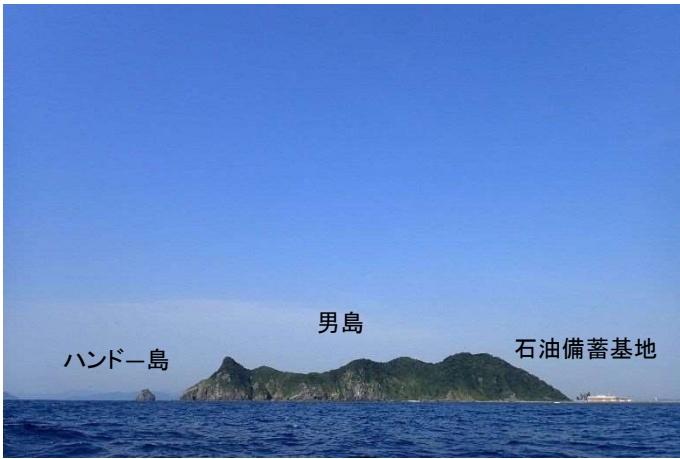
白島鳥獣保護区特別保護地区位置図



白島鳥獣保護区特別保護地区区域図



凡例	
鳥獣保護区	
特別保護地区	



①ハンドー島と男島



②ハンドー島



③桂岩と男島



④桂岩(後方は男島)



⑤石油備蓄基地の船着き場(後方は男島南部)



⑥男島北西部



⑦男島と女島



⑧女島(北西部)



⑨男島南部海岸線(ハマウドが開花)



⑩白島神社(後方は男島南部の照葉樹林)



⑪男島登山道入り口



⑫シマモクセイ(福岡県準絶滅危惧)



⑬ミヤコジマツツラフジ(福岡県絶滅危惧Ⅱ類)



⑭ノシラン



⑮ムサシアブミ



⑯イシカグマ



⑰タブノキ



⑱ヤブニッケイ



⑲スダジイ



⑳マサキとハマビワ



㉑オニヤブソテツ



㉒オオミズナギドリの巣穴



㉓営巣中のミサゴ